神道
禊教

大祓詞畧注

上

7
5

帝國圖書館藏

東京圖書館

類	屬	函	架	号	冊
		七	一	五	二

7-5

權大教正本居豐穎閲
權少講義坂田安治撰

神道
禊教

大祓詞畧注

全二冊

神道禊教院藏版

7-5

權大教正藤原豐穎閱
權少講義坂田安治撰

神道禊教

大被詞畧注

全二冊

神道禊教院藏版

宗旨之注乃二百道成況後學之
道毋彼方二繁本本末繁件而
之意毋怪縁乃如何如何但如
教授之學之道乃本源固本末
少稚愛知勤乞波朝之霧夕

東京都立中央図書館蔵

こゝに学子[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]道或は[illegible]の[illegible]云[illegible]
[illegible]教[illegible]法[illegible]の[illegible]
[illegible]夫[illegible]の[illegible]

明治十五年九月

大被の詞[illegible]
[illegible]小[illegible]川神祇伯王の殿ふ仕へたり頃より
[illegible]訓法を正して[illegible]ふ授け又假
名[illegible]して婦女童蒙ふ示ふるの
[illegible]の大被河
[illegible]
[illegible]

注をえらぶ所に此詞の意をあきらめて後の本末ゆゑよしをこのうへに
ちらしあつめひろく神徳のふかきまことを
の証をもさとりはるかに学ぶ人々
今ここに書注を梅原氏に所望するとかや
一云書をえらべつ
明治十五年八月　　高橋健三

大被刺の古文ゆゑして甚めでたき事ハ今更ら論ふを
まつたく弱きまで此詞も元来朝廷の大祓式の詞より
なまるものにて我人等の常に唱るふも事実の違
皆をて穏なるべきなるとしてこそ穏なるべきふ
ぶしのかざりを或ハ省き或ハ改めて我撰教社にて唱へ
来ると其本文の解釋ハ本居宣長大人の後釈に明り
なるも彼此の書どもに引用為論らるれる証など初学

の人々は何事を取りそこなひ思ひ惑ひて其の為
貴き言の葉も潰げ形を潰し僕今度師ふとひて
大人の説明し給へる事をとゝまつる抜萃もし又事
記傳主純の書よりて經間よ命を易く書加へすして
大被詞異注と題けて書を撰へるなり

明治十六年八月

坂田安治

須賀能屋

神道講義

大被詞略注上巻

權大教正本居豐穎閲
權少講義坂田安治選

高天原尓神留坐

高天原ハ天なりすなわち天神の坐ます御國なり高天原
其天ゝしてある事を此大地みゝて語るときの称之
豆麻里と訓べし都麻流は即ちとゞまるなり今の

俗言ゆも物の滯りてゆきとゞこらぬ事をつまるといふもとゞ
まる意まて同トさて留と申をゝ〳〵ハ皇御孫命の高天
原をたちまて此國ゝ降坐るゝ對〳〵て降坐さぬ神を留り座
とは申せるゝ神とハ神集神議なゝどゝ類まて凡て神の御りゝ
の事ゝ言なり加牟と犒ゝ唱ふるゝ古言まて正〳〵き
なり

皇親神漏岐神漏美乃命以氏

皇ハ須賣良賀と訓べ〳〵すなゝち天皇の御事を申を
なり須賣と申を御號ハ神とも尊とみていづをの神ゝも
皇神と申を思へむとハたゝ尊む言なるべ〳〵○親を
牟都云と下ゝつく言なり皇吾睦神漏岐命神漏美命
まゝ親神魯伎なゝど〳〵例あることなる皇○神漏岐神漏美ハ
男女の皇祖神たちをさ〳〵て申を御號なり○命以氏とも
詔命を以て仰せつけらるゝといふ此事下の止事依奉伎也

いふへかる言なり

八百萬神等乎神集々賜比神議々賜氐

都度比と都度閉とハ自他の差なり都度比ハ自集ふなり

都度閉ハ令集の約まりたるなり他を集ちむるこゝハ

命以てなるなり都度閉なり

我皇御孫之命波

我ハ皇祖神たちの我〻〇御孫ハ美麻とよむべしさてこゝの

御孫命ハ迩〻藝命をさして詔ふなり（これをうけて代々この天皇をもかゝ申奉る之）

豐葦原乃水穂之國乎安國止平久所知食止事依奉岐

豐葦原乃水穂國とは此御國を譽稱へて高天原より天神

の驕け給ひしなり〇安國とは此皇國を天皇の安らけく

見そなはしまさしめすなり〇事依とは字のごとく事

を寄せなり寄せハ委託するをいふ

如此依志奉志國中尓

此祝詞の内ふ國中といへるに二つ有り一つハ俗言ふも國中と
いふ意まそらハそれなり久奴知と訓べし今一つも四方之
國中の所ふえべし

荒振神等波

荒びいちもやびて惡き神たちなり

神問志尓問志賜神掃掃賜比

是ハ天神の命以て皇御孫命を天降し給ふよりて經津
主神武甕槌神等御使となりて天降り給ひ大名持神ふ此國と
避奉らむやと問申し給ひまる天の下の荒ぶる惡き神たちを
悉く拂平たまひしをいふ○問志問といふを延てる言なり

語問志磐根樹立

物いふことを古へまことにいふを上なる神問とハ異なり
○磐根ハたゞ磐ゐそ根ハ添ていふ言ゑ○樹立ハ木の杠ハ事ゑ
書紀ふ木株と書たるを以て知るべし株ハ字書り

木根也と注せり

草之垣葉乎毛語止氏

垣ハ借字なり龍田祭祝詞まハ片葉とゐり闕葉の意まて草の一葉までといふ意なり○止氏の夜米も今止の約まる なれど他をして止あむる意なり○かくいふも從前此國中に禍神の荒びまして草木磐の類まで物言ふやうなる事あるをとゝめて鎮め平まて其物いふ言をやゑんやせ

静穏なる世中よなーたまひしをいふなり

天之磐座放

天磐座も皇御孫命の高天原まその御座所をいふ○磐も堅きをいふ称言なり○放も其御座所を離れたまふを いふなり

天之八重雲乎伊頭乃千別氏

天之八重雲も皇御孫命の天降りまた道をいく重も立

重なる雲なり○伊頭と稜威ふて御威勢をいふ○千別の
千ハ借字にて道別なり

天降依左志奉支

天降ハ天神の詔命を以て皇御孫命と降らしめ給ふを
也此所の天降ハあまくだしと訓む○依左志奉支ハ前ふ
事依奉岐とあると同ト事なる中ふ前なるも先仰付
なまへるをいひ此所なるもいふ〳〵實地ふ臨ましめ給へると
いふなり

如此久依左志奉志四方之國中登

國中も上なるとハ異にて天の下四方の國ゝ中央なり
久尓那加と訓べし

大倭日高見之國乎

大倭も大和の國なり號の義ハ國事考ふ付て見るべし○日高見の國とハ山
遠くて打まれて平らに廣き地をいふなり山の近き地

重なる雲なり○伊頭と稜威ふて御威勢をいふ○千別の
千ハ借字にて道別なり
天降依左志奉支
天降ハ天神の詔命を以て皇御孫命と降らしめ給ふを
也此所の天降ハあまくだりと訓む○依左志奉支ハ前ふ
事依奉岐とあると同ト事なる中ふ前なるを先仰付
なまうるをいひ此所なるをいふく實地ふ臨ましめ給へると
いふなり
如此久依左志奉志四方之國中登
國中を上なるとハ異にてそこは天の下四方の國ゝ中央なり
久尓那加と訓べし
大倭日高見之國乎
大倭を大和の國なり號の義ハ國号考ふ付て見るべし○日高見の國とは山
遠くて行ざれて平らゝ廣き地をいふなり山の近き地

まそハ山と空の日との間近く見えて日と見ること低きをうち
まして廣き地も山の遠き故ハ山と空の日とのあひだ遠く
して日の高く見ゆる物なるもむなしく大和國の中央ハ廣く
平らなる地なるを以てかくいへり

安國止定奉氏

この安國も殊ハ畿内の大和をいひて大宮敷いまして安見
し給ふ國と定むるを上ハ廣く天の下をしろしめすといへる
とはすこし異なるとども安見しし玉ふ意ハおなじさて大和
の都といへるハ神武天皇以後の御事なるべ。そなるもち其
御世より大祓ふいひならへる詞なども有べし

下津磐根尓宮柱太敷立高天原尓千木高知氏

下津岩根も底津岩根といふに同じく地の底ふある石を
いふなり凡て上代の宮造も故ふ礎をなさぶ地を堀て柱を立
る故ふ地の底ハ本よりある石根まで深く堀て立るといふ

義ゆて其ゝ柱の堅くして動無よしの稱言なり○太敷立ハ
太知立とも廣敷立とも廣知立ともいひて敷ゝ知といふ同
じく其主の其宮を知座と云なり太も柱のふとき事のみ
ならず大きなるといふ稱辭ゆて其宮の主ふりけて兼て其宮を
も祝ふる物なり○高天原ハ下津岩根と云ふ對へてなり
高きことをいふ古言なり○千木ハ上代の家造ふ屋の左
右の端ゆ有て其本ゝ前後の軒よりして上ゆて棟ゆて
行合を組違へて其末を長く上へ出したる物ふして其棟より
上へ高く出たる所を千木とは云なり今世の神社ゆ別に造
ゆて附ふる物ゝ上古の形ゝなりを殘せるなり○高知ハなり
千木のことをふなりず主の其宮を知座といふ上の太敷と
同じ意の稱言なり
皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氏
美頭ハ物のうるはしきをほめいふ言ゝ○御舍ハ御殿なり

○仕奉るとはこゝハ造奉るをいふこ今俗言ふ仕るといふを即チ
仕奉るを訛るなり其つくるまはるも物を造ることをもいふ
こゝに仕奉るもそれと同じ
天之御蔭日之御蔭止隱座氏
天之御蔭日之御蔭とも天を覆ひ日を覆ふ蔭といふ義ふ
て即チ御殿をいふなり家の内に居まします天日の直ふ身ま中らぬ
を以てかくいひなせる上代の雅言なり○隱を加久理と訓ま
隱とも御殿の蔭に覆はれて其内にましますを以て
安國止平久氣所知食武國中尓
この國中ハ總て國中をいふ上ま水穗國乎安國止平久所知
食世止事依奉伎とあるその天下四方の國こゝ内ま
成出武天之益人等我
成出武ま生ま出るなり○益人とハ即チ世中の人をいふ称ま
人といふ物ハ次第に多くなりゆく物なれば益人といふなり

或ハ國の乱ふりて戰ふ亡或ハ疫病など又すろ〳〵のさまひ
なを中て俄ふ多く亡る事なども あるとども古へより永くさ〳〵
て見るときは漸〳〵ゆ〳〵ハ多くなりゆ〳〵ハ○天之ともりと迩こ藝命
の天降まし〻始天くり持来つる物と云ひ又天の物よりひ
て生る事よいるゞ廣くなりて然らぬ物ふも事ふもたゞほめそ
いふこと〳〵聚まるなり此所なるも即ち然なり

過犯家牟

さる條〳〵の罪條の中よハおのづからなる穢又おのづからなの
る災などもあるそは過犯とハいふべ〻ざるよ似たれども
こゝも然〳〵しく事と分ていふべき所まハあらざれむ姑く
過犯ス罪ふつさてもいふべく又おのづからなる穢災なども
其身よハ過犯しなるまハあらずとも他より人むそれも同
ト く過犯せる○家牟ハ過去し事といふ辞也六月十二月
の大祓のそれ時迫よ過犯しなるといふなり

雜々罪事波

罪ハ都々美なるを罪事ハつゝ事之猶此事下に〇雜々ハ

種々みてやゞて次なる天罪國罪をまゞ一つゝ合せて云也

天津罪止

次なる七つの罪ハ須佐之男命の天つ御國まで犯し給ひ

し罪なる故ゝ此類の罪をバ後ふ此國人の犯せるをも天津

罪といふ〇止ハ登豆といふ意なり

畔放

阿ハ田と田との間の界と一又水を貯ふる料なるを取放ち

て界をみぞり水をも湛へあぬゝ阿を後世ハ畔畦といへり

溝埋

溝を遠く水を引て田ゝかけむ料なるを埋めて水を引取き

よし無からんためのハうゞめの畧なり

樋放

樋ハ溝池なとに構へて常ハ板りて塞て水をたくはへ置て
其水を田ふ引用ふべき時ハかの板のせきをば放つ事なるま
水の用なき時ふたをちりらして田ふ水をあふもしめ
且用ある時のたくはへを失まじ〜むるなり

頻蒔

神代紀ふ是を重播種子と書りきさハ重なる意ニ一度
種子をまきかさなる上へ又重蒔てまくといふなり

串刺

神代紀ふ素盞烏尊之田亦有三處号曰天穢田天川依
田天口鋺田此皆磽地雨則流之旱則焦之とありきされ
をの尊ハ御田かくある故ふ大御神の御田とも云らしめ
むとて串を多く隱し刺て下立ゞさからしむるなり穢串
同ことゝ泥中ふ穢串ハ多くなる田ふおゆたてバ足を害ふ
あやをなり

生剥逆剥

古事記ふ穿其服屋之頂逆剥天班馬剥而所墮入也

ある生剥とハ生てある其皮を剥といふ逆剥も一ッ事なる

と重ねとる生剥の逆剥と心得べし逆剥とハ凡て獣乃

皮をむくハ尻の方よりさかさまに頭の方へ剥をゆく

ゆゑよいふなり

屎戸

戸ハ借字ニ久曽閉と訓べし閉ハ閉理の理を省ける言なり

古事記ふ於聞看大嘗殿屎麻理散とある其麻理と閉理

と同じ意なり是ハりと須佐之男命の犯し給へるハ大嘗の

殿を穢し給へるふよりてその罪なれむ此國ふして人の上ふも

穢まじき所を此ものざとして穢をを罪とむとなるべし

許々太久乃罪乎

許こ太久ハ万葉ふ幾許と書て物の數ハ多かるを許らば

して大よそ言ふさてこゝにあだくの罪といふハ大祓乃時よ求るに右の類の罪共を万民の犯したるが多くなるといふ委くいまゝ云こゝだくの罪出武それをば天津罪止宣別豆といふ意なるを出武といふ言をばこゝに省ける國津罪の所は出武となるに准へて心得置し

天津罪止法別蹟

法ハ借字よそ宣別ゝ大祓の時ハ民どもの犯したる罪どもを求めて多く出たる中に右の類の罪どもをば別よりてこれをハ天津罪といひて分るをいふそハ大祓の事を行ふ者の言て別るゝ凡て人ハいひきかせるを宣といふ○天津罪も國津罪も實ハ一つよそ差別あるまじきことなれども凡須佐之男命ハ祓を負せたるが祓の起りてあるをバかの神の天よそ犯給ひし類の罪をも此國よそも天つ罪と名つけて別云なるをさるゆゑハ國つ罪の方よハ此法別といふ詞なし心をつくべし

して大よそ言ふいふ言ふさてこゝにあだくの罪といふハ大祓乃
時よ求るに右の類の罪共と万民の犯したるが多くあるといふ
委くいまゞ云こゝらだくの罪出武それとば天津罪止宣別呈と
いふ意なるを出武といふ言とばゝ大省ける國津罪の所ま
出武とあるに准へて心得べし

天津罪止法別蹟

法ハ借字よて宣別ゝ大祓の時ハ民どもの犯したる罪どもを
求めて多く出たる中に右の類の罪どもとゝ別よてこゝとくハ
天津罪をいひて分るといふそハ大祓の事を行ふ者の言て別る
ゝ凡て人ハいひきかせると宣とゝいふ○天津罪も國津罪
も實ハ一つよて差別あるまゞきことなれども凡須佐之男
命ハ祓を負せたるが祓の起りそあとバかの神の天よて犯
給ひし類の罪とゝ此國ゆそも天つ罪と名つけて別ゝなる
さるゆゑハ國つ罪の方よハ此法別といふ詞なし心をつくべし

國津罪止ハ

こは此國ふしていふ言なれバ天つ罪をも別云とも國つ罪とも
いふまゝきことゝりなれども天つ罪を別云よつけてそれゝ對
へて其外の罪どもを國つ罪と姑くいふなり○止ハも天つ罪の
方ゝハ止とのみいひてこゝハかくいふハ先天つ罪を宣別て
さて國つ罪といふハ某〻と云〻

生膚斷死膚斷

生人ふもあれ死屍ふもあれ其膚ふ疵をつくる穢を以て罪
とせる〻穢を罪どもせることゝ次ゝ委く云べし人の身を傷ふ
惡行の方を以て罪とせるゝハならず其疵を穢とせる〻
されむ他ゝ疵つくるのゝなりなら己が身ふ疵つくるも同ト
事なり又疵をつけなる者も人よつまらまたる者も共ふ
穢なるべし○斷とハ切るといふ今の世ふもいさゝりまても
疵つくるを手をきる足をきるなどいふなり必しも切離つ

ことれとみたあらぶ

白人胡久美

白人と和名抄ふ白癜人面及身頸皮肉色變白云々者也之良波太とある類其外世ふ白子といふ物などのたぐひといふべし○胡久美ハ同書に瘕寄肉也瘕肉和名阿万之之一云古久美とあるは是之阿万之之ハ贅肉之又其次ハ挙たる附贅懸疣なども同じ類にして此類ハ共ふきたなき物なる故ふ穢を以て罪とする之さる類ハ世の人も惡ぶまして神ハふくきたなみ給ふ○さて祓よりて白人胡久美の類の直るみハあらざれども祓物を出して祓へむその穢の清まるなり

己毋犯罪己子犯罪

古事記仲哀天皇御段大祓の所ふ上通下通婚とある是なりさて母子といふハ共に己ぐとい以ハ次の

母與子犯罪云々の母子とハ同じからざることを顯はせるこ

○犯すつゝみて爲まじきことをつゝまざるをいふ

女は婚も其倫常ふ違へるを犯といふなり

母與子犯罪

先一人の女は娶て又其女のさ犯は他人は嫁て生らる女子ハ

るをも後ふ犯せゝ母とハ其女は對へていひ子とハ其母は對へ

ていへるゆて已ゞ母已ゞ子まハあらざる上條は已といへるゆて

是ハ已ゞまハありざることあらはゝ○さて其母はまれ子に

まれ一方ふ娶ハ常なるを母を子とつらねて娶ゞ犯しなる

子與母犯罪

こは一人の女は娶て後ふ又其女の母ふも娶るゝ上なるとハ上下

のたゞひゝ上なるを先母ふ娶るハ犯まあらずして後は其

子をつらねて娶るゞ犯ゝとも先子ふ娶るハ犯まハあゝ

して後は其母をも娶るゞ犯ゝされむ此二條ハたゞ母と子と

先後のたがひのことなれば合せて母與子犯とのみいひても有べきをかく分ていへるは古文のあやまて母と子とを下と上とおきかへたるのみにて其事の二つよく合れて聞ゆるハ後の世の人の及ばざる文の心をつくべし

畜犯罪（ケモノオカセルツミ）

畜は氣毋能と訓べし神代卷に畜産とあるをけものと訓み獸とあるをけだものと訓るハ正しとすべしけものハ飼物の加比を約めて伎なるを氣といへるに伎と氣とハ殊に親しく て常に通ふ音に依て六畜ともけものといひ獸ともけだものといふなり混ふべからず○さて此犯も上代より有しなるべし中昔の書にも見えたり

昆虫乃災（ハフムシノワザハヒ）

昆虫とハ虫ハもふ物なる故ふまべて出を然云に鳥を飛鳥と云ひ雨をふる雨花をさく花といふ類と同じことなり

○虫の災とハ書紀神代巻ニ昆虫の災異を禁厭といふ事見え大殿祭詞にもまふ虫の禍なくと見え十種の神寶の中ふ蛇比礼蜂比礼などのあるもそれを拂ふ料ニ上代にも民のさみゝ野山にまゝ見てかりそめなるかまへなりしゝ虫の害多かりしなるべし今の世とても蝮蜈蚣蜂などにさゝとて惱む事無きにもあらぬを

○さて是より三條ハ災を以て罪とせるゝ其よゝしハ下に云べし世この物ゝ人なれも皆罪の字ふなづみて都美といふことをたゞ惡行とのみ心得るかゝり此罪の條この中に解得がゝ死事共ありてくさ〳〵の強説の出来るなり

高津神乃災

高とも空といふ古事記ふ高往鵠高行や隼などいへるもそゝゆくそらとぶといふことにて此高と同じ次なる高津島の高も同じさて高津神とハ雷といふなるべし又世俗に天狗といふ

物ゝとらるゝなども高津神の災といふべし虚空を飛びあるくものなどもこれらも災ふあふと罪とをるなり

高津鳥乃災

高津鳥ハ右ふいへる如く空飛鳥といふ意にてたゞ鳥の事ゝさて此災ハ大殿祭詞ゝ天乃血垂飛鳥乃禍無久とある即チ是ゝそ血垂ハ古事記上巻ゝ登陀流とあるゆてそハ上代の人の家の竈處ゝ上の煙を出ス處の名ゝされバ其上を飛渡る諸の鳥ゝ毒などある糞又さりでも毒物なども咋来て竈の上ゝ落ス事などゝりて其毒ふあるゝたゞひこゝを高津鳥の災なり

畜仆志

畜などの死ぬると多布流といふ斃殪殞などの字を書ス多布志ハ令斃ゝて殺ス事ゝいふこゝいひなるゝまぎらさゞるなゝぬど思ふふ上代人の家ふ養へる牛馬などを忽ち斃ス

むる術などいりておこなひし事いりけんそハ其主を恨ミい
きどる事などいりて仇なふるゝなりされどこハ次ハ
蠱物と同じ類の祟とまた上代ハ畜とも重くせしなり

蠱物爲祟

字鏡ふ蠱万自物といりまじなひ物の意ニて人とのろひ
詛ニて構ふるゝ中昔の書どもハ此まじゝの事なり
とり見えたり上代より有し事なるべし

まじゝの祟をいそすしてこれはのゝ爲といふ言を加へく
ちゆゑハたまゝ物の祟とのくまそハ人ふまゝ物
せられなるも災ニて祟なるにまゝ人ゆゑなり

さて畜仆志とこれと一類ふして此二つハ上なる蠱の類とハ祟の
さま異なるゆゑに中間に災の類ハ祟とへぶそこらふむ舉
なるなり

許々太久乃祟出武

こゝ上るもいふる如く祟の條目の多きといふまでもあ[illegible]ハ大祓の
時國民共の犯したるゞ多く出むといふ出武とハ古事記に

種〻求とある如く大祓を行まんとてまづ國人どもの犯し
たる罪を探り求るまゝに多くの罪共の顯れ出来んと
いふこゝ今の俗言に吟味もれで段〻出てくるといふ心なり古へ人も心直かりしかば身ふ犯しなる
者ハ問ずとも顯れバ大うさ隱さずして顯さ申しけむ然顯
さ申して被物を出して大祓ふあへで其罪ハ除こり清まり
しことも上代の被はまことの趣こ然るとやゝ後よりてハ犯
の有無を問こともなくてたゞかしなべて各皆被物を出させて
其中に犯しある者もそれ迄清まりしこ又いよく後よ至
りてハ然被物をかの〻出せ事もやうぬと見えたゞそのま
ゝ祓びのかたばかりに形ばかりしなり
○上件國つ罪どもの條〻中昔よりこなさ世この物ゝり人ゝ
古のこゝろことばを得ざるゆゑよあしぬまぢを解たゞへこる
ことのゝかをしし故今其一ッ二ッとゝきまへ云んまづ罪といふ
都々美の約りてる言ふて都美といふこ都美ハりと人ゝ

惡行のみ〳〵かぎりなく病諸の禍又穢きこと醜きことなど其外もたべて世ふ人のこゝろ〳〵として不〻きらふ事いみな都美〻萬葉の歌ゝ人の身ゝ上〻ふ諸のこゝろき事のなきをつゝみなくともつゝむこと形くとも つまはぢともいへ（今の世の俗言ふ無事ゝそ無難ゝそといふこゝろなり）即都美なくといふこゝゝ又せまゝ〻くいたまほしき事とはぐかゝそえせだえいまぬをつゝむともつゝむともいふ是も然はれだこゝろくいへだこゝろき事ゝしてつゝみまでゝるゝなゝば同じく都美なり（但一ゝれハ轉りたゝる末の意ゝして本ハこゝろき事のあるといふより出こゝろつゝみはかるゝと本意ゝしてつゝみまでゝるべき事なるゆゑふこゝろき事ともつゝみとゝ心得むゝ本末なり）されだ此祝詞ふあげられたる條〻も罪字よハかゝするまゝきことなるに世ゝ物ありたゞ此字にのみなゞゝて都美てふ言の本ゝ意ゝを考へぢひゝすら惡行とのゝ心得ゝるから解得ざること多くしてらぐ強なることをいひあへるなり

○さて右のごとくなれむ此國津罪の條〻生膚斷より胡久美までハ穢ゝを以て罪ゝとゝる之已母犯より五條ゝ姦ゝ昆虫乃災

より三條ハ災ヨあふを以て罪とする之末二條ハ惡行之かくの
如く類を分て次第ふ擧たりさてかく四種ある中に被ヒ
要ム惡行とむ主とせば穢とりて第一の罪とすそもく
惡行の罪を擧むヨハ猶外ふ重き罪もあまた有事なるに
まづふ十條あまりの中に新の類はりと五つ擧ぐ古事記仲哀天皇の
段ヨ見えるおも圖つ罪五條と擧たるみな新のみなり そハ新の類ヨても人の妻と犯したらむな
ども殊ヨ重き罪なるべきたそを擧ざると以て思ふもかふ
かくに惡行のうとをとるにも所〳〵ざるるや又畜仆蠱物ハまさ
しく惡行をとりとも聞ゆとどまれもて別ヨ故あるヨや又
人を傷ふ罪も猶外まもくさ〳〵重さ有べきに殊に畜仆蠱物
をしも擧たるもゆ為あるべきヨや上件のおもむきどもを以て
つら〳〵考るにまづ上代もとろ〳〵ヒ罪を治るふ刑と被と有
まそ刑ふべき罪と被を負ヒべき罪との異あるけむり此事につきて尚後輩ヨ
いまれたる事もあれどヨハ然もば此大被ヨ擧られる條目ぞ〳〵諸の罪ヒ

中にて刑ぶき罪ありて必祓清むべき罪のあらぐ〳〵ぞなり
あむ〳〵然るにやゝ世ぐるまゝに刑のかゝげくなりて祓を
負せることは漸よすくなく成りゆきて中昔ゝ至りても
祓の法もたゞ神事に預ることゝのみ用ひられ又いよ〳〵世
くだりてはその神事よりすら祓と負せる法は絶たるなり
○さて大祓ばらひ清むべき罪も猶數多く種々なるべき中に
これまたゞ十條あまりを擧て餘は此内ふくめたる物なり
必ことゝに限ることゝ思ふ古文の例をあらざる物ゝ但し
中昔と記りてハ此祓の詞ゝ出ゝる條々の罪を主として神事
ゆゑ忌たる趣延暦の大神宮儀式帳ゝ出たる文を以てあ
る

神道
秘秘

大祓詞畧注

下

東京圖書館

類	屬	函	架	号	冊
		七	一	五	二

神道禊教 大祓詞畧注下巻

權大教正本居豐穎閲
權少講義坂田安治撰

如此出波天津宮事以豆（カクイデバアマツミヤゴトモテ）

如此出波（かくいでむ）ハ前の許々太久乃罪出武（ここだくのつみいでむ）とうけたる言（こと）そその多くの罪ゝ出たる上（うへ）まことにいへるなり○天津宮事（あまつみやごと）とハ高天原なる天照大御神の朝廷（みかど）にて行（たこな）せたまふ儀式（みのり）ゝなるらひて

そのごとく行ひ給ふ事をいふ凡て此御國ふーて皇御孫命の朝廷の儀式も何も皆かの天上の朝廷のようならひて行はせ給ひー

ことなり此祝詞に天津菅曽天津祝詞などあるもかゝるくさ〳〵の物も天津宮にて用ひらるゝ物にならゝるうーなり

大中臣

天津児屋命より始めて神事を掌る官の名まて中取臣や

いふを約めて奈加登美といふことこれ神と君との中を取て宣く

申請よーこさて大中臣といふもまべて天皇の大御事にかゝるを

大某といふ例なり

天津金木乎

天津の事も前ふいゝるがごとー金ハ借字まて細き木の枝

を古言に加那紀といふなり其細き木の本末を切たるを

集めて中を結ひて物の置座とするこ

本打切末打断氏

本末をも切捨て中らのよき所を物の置座とするをいゝり切も

断も同ごとなるを言をかゝていふを詞の文こ

千座置座尓置足波志氐

置座も人々の出したる被物を取集めて居置臺なりと考へ

右の加奈伎をならべ編て机などのごとく造りたる物なるべし

千座とも置座の數の多きをいふ○置足波志とハ被物を

置満るをいふなり被物を置といまだして然聞ゆるハ古文之

天津菅曽乎

菅ハ笠ふもとる菅之此物を被ふ用ひしことハ万葉集など

ふも多く見えて古の被ふハ割たる菅を手に取持て塵などを

拂ふが如きまぎをせしものと思ふる須宜須賀といふ名も此草

もとより清淨きよし有て負るゝさる故に被ふも用るまゝ又ハ

清と言の通ふ故ゝいづれふまれ清き意を取て用る之菅曽の

曽も佐乎の約まるまて緒なる物を何ふまれいふ名之その佐ハ真に通ひ言

真緒の

本苅斷末刈切氐

金木と言を對へていへり

八針尓取辟氏

八を弥を約る言針ハ借字まて張の意なるべ〜張とも茂く生
なるといひて又轉まても其葉一條二條を一張二張などいひ〜
なるべ〜書紀天武巻ゟ麻一條とのるも多ハ添ひたをども同
じ張なるべ〜菅の葉を細く數條ふ割ゟ〜なり

天津祝詞乃太祝詞事乎宣礼

能理斗碁登ハ宣説言之能流といふ言ハ廣く〜て上へ申す
ふも下へいひ聞をふもつゝふ言なるを詔字宣字などハ上より
下へいひ聞を方ゟつきて當たる物ゝ凡て皇國言と漢字と全
くハ合ざるをかゝへの合へる所ゟつきて當たる多〜必詔宣な
どの字ゟのみ泥むべ〜万葉に告字をも謂字とも能流
と用ひたるを思ふべ〜斗久も同じことまて上へ申ふも下へいひ
聞をふも用ふる言ゝかくてのをとごとい神ゟ申を詞なり

省きて能理登とのみも云ふ○天津ハ天津金木天津菅曾
などの例のごとし○太ぬめでたきを美称いふ詞〻神ハ詞の
うるはしきをめで給ふことゝ聞る故ふ凡て祝詞ハ詞を美麗く
つゞる物なれどふとのりとごとといふ〻○さてこゝふいゝる太祝
詞事ハ即この大祓詞を指せるなり
如此久乃良波天津神波天磐門乎押披氐天之八重〻
雲乎伊頭乃千別尓千別氐所聞食武
天磐門ハたゞ天津神のまゝ殿の門〻磐といふハ上文なる
天磐座の類ゝて堅固きまゝの祝言〻御門神の御名を石真
門と申ても此意〻○伊頭の千別尓云〻ハ下なる伊穂理乎
掻別と同ト心ゞなり○所聞食武ハ宣申すこの祝詞
をきこしめしをむといふ〻
國津神波高山之末短山之末尓上坐氐
短山ゝ字のまゝに美自加夜麻と訓べしとて其例どもを

引出て後釋ふ辨へられたる中に書紀天智巻ゑ卑地をみどりき
ところと訓るを以て見るに低きをみどかーと古よりいひー事
論なきが如くなるとど尚高まゑ低といふが對へる言と思され延喜
式ゆも短をヒキと訓る例あるを以て短山と訓む説ふ從へり
○末ハ山の上之麓を山本といふに對へり
高山之伊穂理短山之伊穂理手撥別氏所聞食武
伊穂理ハ雲霧の類をいふ之俗言ふも煙などのいぶるといふ
と同くて凡て物のたぐろまーて明らかならざるをいふ言な
ほ方葉ふたろーくいぶせーいぶかーなどいふ言に欝悒
とも書るごとく雲霧などの立籠ごつるを林財ーきをいふ之
○さて上ゑ八重雲を別といひてふかくいふる共ゑかゑる類の物
の立籠ごつるを障るとゆけ晴ゑて詳に聞しめさむや
いふ之又山ふ上座てといふも高き所ゑそハ物のよく聞ゆるが
故ゑ又高山とのみゑても足るを短山ともいふるハ古語の文ゑ

下なるも同ド

如此所聞食氏波

氏波も而有者の意まて波ハ濁音之下なるも皆同ド波を清

ときハ而者の意まて別なり一字の清濁ふまりても意ハ違ふ

もなれど心まべきなり

皇御孫之命乃朝廷乎始氏

朝廷も美加度と訓べしまず朝廷をもてめ次ま天下四方國を

とまば始米氏とハ言ゑ美加度といふ名ハ本も大宮の御門より

出たることなれどもてハ朝廷をさせるなり後ま帝をも訓たり

天下四方國尓波罪止云布罪波不在止

罪止云布罪波とも罪といふかぎりの罪も一つものこらぬ悉く

といふ意之○不在ハ皆消失てのこりあらぬなり

科戸之風乃

書紀ふ伊弉諾尊曰我所生之國唯有朝霧而薫滿之哉

乃吹撥之氣化爲神號曰級長戸辺命亦曰級長津彦命是
風神也とあるて科戸の神の風といふがごと一
天之八重雲乎吹放事之如久朝之御霧夕之御霧乎朝風
夕風乃吹掃事之如久
御霧も真霧もてさ霧といふと同じさ衣さ夜さ筵などのさ
みな真と同じ○朝風夕風はあさかぜゆふかぜと訓べ一之の字
のなきも其故なり
大津邊乎居大船乎舳解放艫解放氏
大津邊ゐを訓べ一大津ハ多くの船も泊る湊なり居も
泊も居るといふ○舳解放云々とも泊居なるほどハ舳艫を繋
ぎあきたるを解放つなり
大海原乎押放事之如久
大海乃原ハ廣き海の上をいふ○押放ハおしもなち出なり
一説ニ大綿津見神とある御名によりて大海原ハわたつうみとよめり

はらと訓む方ならむといへるも宜しさがごとくなるをどなれたほ
うみのまられ方穏なるべし

彼方之繁木本乎

彼方ハ俗言ふかなたといふことと凡てをちこちハあちこちと
いふことゆゑ彼此の意なると遠近と書くハ未之さてさてに
彼方之とよるハたゞ打見渡したるところをいひてあなたのとふ
ことゝたゞ繁木ゞ本みて事たるとかくいふも古語の文なる

○繁木本の本ハ末に對へていふ本をもいさゝか異ふしてたゞ木立
といふ之木の數をいく本といふも是なり

焼鎌乃敏鎌以氐打掃事之如久

焼鎌とも焼て又とをなる故よいふ俗ゟ刀の焼刃といふも同じ○
敏ハ利きゝ砥ゟあしゝさて物のたゝをいふゟ後世ハたゞ云々の
如くといふをこゝふ舉たる四つの譬みな云々の事ゟ如くと事
之といふことを添ていへること古語の例ゝかくて大ゝ同じさまなる

たゝと四つまで重ねて舉たることは祓よりて罪穢の除こり
清まることを速やふ遺る所き事をたしかよ顕さんたゑふ
かゝをゝいゝるなるべし

遺罪波不在止

遺む能許流と訓べし上よ罪止云罪波不在といひ又こゝに
遺罪波不在といゝるハ不在といふ言重ねるゞ如くなれどかく
いふゞ古語の例なり

祓給比清給事乎

事乎の事ハ諸人の犯したる罪事とさしていふ之常にゝ輕
く添ていふ事まゝあらず

高山之末短山之末與

こゝ上の條ゝそ心得べし

佐久那太理尓

廣瀬祭祝詞ゝ山々乃自口狹久那多利尓下賜水乎とゝのり

佐ハ例の真ゆて真下垂ニタとナと通ふ例多〻川水の山より
落るさまをいへり

落多支都速川能瀬坐須

支字ハ岐字の偏を省ける物ニ偏を省きて書る例古書ふ
多〻さて此支の下に普通の本ハ都字落たりこゝハ多支
都といとでハ下へ語つゞとて後釋ふ補まれるゞとゝ多支
都と俗ふ沸といふ是なり速川も水の流の急なる山川の狀
なりさて此ところ文いとめでたくまことにいさぎよきこゝちを

瀬織津比咩止云神

此神の御名瀬織の織ハもとより借字ふて瀬下なり古事記な
る伊邪那岐命の御禊の段ふ於中瀬降迦豆伎たまふとなる
意の御名なりかくて此神をもまがつ禍津日神ニ倭姫命世記
ふ荒祭宮一座皇大神荒魂伊弉那伎大神所生神名八十
枉津日神也一名瀬織津比咩神是也といへり禍津日神を

瀬織津姫と申さハかのまづめて中つ瀬よ降かづき給ふ時
よ生坐る故よてこてふくかなへりさてこても祓物よ負せて
流しやさたる罪穢を先受取たまふ神なれむかの中瀬よ下
てよみの國ゝ穢を先滌ぎはじめ給へるよよく當をりそも〳〵
禍津日神ハ世の中の凶事を生し行ふ神なるに是も罪穢
をもらひ滅さ始なをば生ると滅ると表裏の違ひなるゞ
如くなをどもこれぞ祓の主意まて深き理ある事なる
そもまづ祓を行ひて罪穢を清め流さハよみの國ゝ穢
より起る禍津日の凶事を又本のよみの國へ返しやる
ゝるゞ少てそれをまづ此神の大海原よ持出給ひてさて
此次ふ見えゝる如く次第よたくりやさて終よ根國に至る
むこれ罪穢の其本にかへるなれむ此神の生し行ひ給へる
凶事を又此神の受取て本へゝ返し給ふよて表裏のた
がひの如くなるも同事の来ると往とのまづめよぞ〻りり

あることをよく味ひて祓のことりの深く妙なることとさと
るべし

大海原尓持出武

上文小祓給比清給事乎とあるその罪事と此神の澳へ
もち出たまふなり

如此持出往波荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百
會尓座須

大海のまるゝ澳ゝ潮道といふなりて瀧よりも疾て東へ
のゝ流るといへゝ荒とハ荒山荒野なども同じく世なれて
生ながらある物をいふなり○塩も借字みて潮なり○八
百道とはその潮道の多くあるをいふ○八塩道も上の塩も八
百道をうけ重ねていへるゝて八百塩道といふも同じきなり
○八百會とは八百の塩道の集り會所をいふ方ゝの潮道
より流れ来る潮の一つ所ゝ集會て海の底へ巻没る所なり

さてこそ文々同じさまなることを重ねつゞけて長々しく
いへる殊にめでたく上つ代の文にてさらに後世人のかけても
及ぶぬさまにていとも〳〵雅たりことをよく味ひて古文
のみやびやうなるをゝとさとるべし

速開都比咩止云神

こはかの御禊段に生座る伊豆能賣神とその伊豆ハ阿伎
豆の切まりたる御名にて即ちの速秋津日子神速秋津日
女神と同神と秋ハ借字にて明づの意にて明とも御禊ふるそ
清らかに清まりたるよ〳〵の御名と猶委き事ハ古事記傳五
の巻六の巻にあるを見るべし さて速秋津日子日女二柱神ハ
古事記ふ水戸神とゐるをこゝふ塩の八百會に座といゝるハいく
所たびゐるをゝも是に深きよ〳〵なりそも潮之八百會ハ此顯
世の海上の堺にて根國の方へ潮の没往門口なれゞこれ又彼方
の水戸なり常にいふ水戸も川より海へ水の出る口と塩の八百

會ハ海より入て根の國ゟ方へ水の出る口なれど此方ゟそ川より出る所と彼方へ出る所との差こそ有を共ゟ同じく水戸なる古傳の趣ゟ妙なることかくのごとくまさ〳〵味ふべし

持可可呑氏武

持ハ輕く添たる言之可らむ水を呑音之俗言ふも物を呑物をかむ音をがぶ〳〵とのむかり〳〵とかむなどいふごとく○さて祓物を潮とゝもに海の底へまさいるゟ實ゟ此神の呑給ふなり然るを漢籍のいまゆる寓言のごとく心得まゝやまとたましゐよあらびそそゟ例のなまさかしきかゝ心之さて然呑給ひて顯國の罪穢の除こり清まるこれ伊豆能賣神ゟ正く當とり如此久可可呑氏波氣吹戸坐須

氣吹戸の戸ゟ處之處を斗を云例多〳〵さて氣吹戸主神の諸の罪穢をいぶき放ちやゟ給ふ所のゝぎりを廣く氣吹處とハいるまそもゝめ祓つ物を川ゟ流〳〵棄る所より〳〵て終ゟ

根國ふ至るまでの間ふ色々ものする名ゑ坐ゑいるハ氣吹戸ゑ
いふ所の一つあるごと聞ゆゑども然らぜたゞ上の二つの例のま
ゑ坐ゑいるまで別に然云ふ所のなるまあらじ

氣吹戸主止云神

此神ハ倭姫命世記ふ多賀宮一座豊受荒魂也伊弉那伎神
所生神名伊吹戸主亦名曰神直日大直日神と見えたり多賀
宮ハ伊勢外宮の別宮高宮ゑ是を豊受荒魂といるハ心得ぬど
伊吹戸主を直毘神ゑといるハ後世人ハさらに思ひよるまゞ記事
なゑバこゑ必古き傳説なるべしこゝに正しくかなひていとたふ
とし○そもゝ祓まで罪穢の除こり清まる次第初ふ瀬織津
姫早川の瀬より大海原ふ持出給ひ次ふ大海原を經て塩の八
百會まで至るハ此氣吹戸主神のいぶき放ちておくりやゑ給
ふまで次ふ速開津姫の呑給ふゑ然るに氣吹戸主を瀬織津姫の
次ふいまざるハ後にきゝよいふ故ふ畧けるものなり上文ふ持出奈

武といひて次まで如此持出往波と往といふ言を加へていへるに
心をつくべ〳〵瀬織津姫の事ハ持出るまでなる故よそこまハ往と
いまで往るハ持出たるう〳〵の事まて大海原を經て往るまて此
一言ハ氣吹戸主の御ありさの此間ハもいのることを思ませる
上つ代の文妙〳〵なる妙〳〵なるかざりに見過ぎべきハあらじさて其事
をそこまでいまで〳〵てこゝハ云る故ハ伊豆能賣の呑給ひてそて
その塩の八百會より又根國までかくりやるたまふも同じく此
直毘神の御ありさなる故よこゝにいひてかしこもかねなりそハ
此神ハまべて萬の凶事を直〳〵清め給ふ御靈の神ハ坐せむ廣く
いふ時ハ早川の瀬ハ流を出るより根國ハ到りてさをらひ失る
まで始め終りまべて此神の御靈よりらざることなけをむなり

根國底之國ハ氣吹放武

ネノクニソコノクニニイブキハナチテムヒ

根國底之國と即黄泉國とそもく世の中ハ凶事ハ皆ものと黄泉
國より起り来る事なるを被禊むその衆穢の凶事と本の黄

泉の國へうつしやるとざまて此祓禊をする事を天津神國津神の聞食し納るをば此段の神たち其祓ひをてたる罪穢の凶事と次第によみの國へおくりうつしやる給ひて世中の罪穢除こり清まりて凶事無きこれぞ祓禊の旨趣なりける○氣吹を息以て吹くなり放をはなちやる○さて速開津比咩よハ呑といひ此神よハ氣吹放といへるも實ハ此異ありかの呑給ふハ顯國の罪穢の除こり亡るなれど呑没失ふ此氣吹放ちたまふハ既ふ根の國ハ移りたるを受て根國までやり給ふなれど其物を御息りて吹やり給ふ〳〵此二つハ心ず〳〵直毘神と伊豆能賣神とふよくあつまりて

さて上よりいへるごとくはじめ川瀬に流し棄るより終り根の國ハ至りてさきとり失ふまでを一つふ合せていふときハみなこれ凶と吉に直を直毘神の御靈なれど此氣吹放といふことも同じく始終ふまとりて祓禊をする所ふよりはじめて根國までさきとり失なふ所までをすべて氣吹戸ゆゑして其間の事ハみな此神のいぶき

むなち給ふまぞ有ける

如此久氣吹放底波根國底之國ホ坐速佐須良比咩止云神

佐須良比咩とさすらひ乙めゝ比といふ同音の二つ重なる故よ

一つ省きて唱ふる古言の例なり旅人と多毘登といひ留と登

麻流ともいふが如し此神ハ古事記ニ須佐之男大神の御女須

勢理毘賣命と申して黄泉國ホ坐神おすまた是ゝ須と

さ。せ佐勢と須通ふ音まて良比ゝ理と切をばさすらひ。とすせり。と御名

通へり平田翁の説ハ異なり今ハ後釈の説によるもの

持佐須良比失底牟

さすらひうしなふハ行方もあらまほしなくて亡なひ給ふゝ流

離なゝどの字を訓む其意ゝ○此佐須良比咩ニ須勢理毘賣ニて

其神ハ被ふる由縁なきが如くなれども是ハ深き故よりある

事ゝそハまづ氣吹戸主の根國ニいぶき放やり給ふまでゝ被の

事ハ竟て此比咩神のさすらひ失ひたまふハその被の驗を立

給ふ御志ゝなり故こゝの四柱の神ゝ中に此神のみハ伊邪那
岐大神の御禊ふ生坐る神ゝあらゞゝして其禊の驗ゝ生坐る貴御
子須佐之男大神の御女ゝこれ又深き理なりけゝさてゝゞ免
其御父須佐之男大神又祓ゝよりて罪穢清まりて世ゝ大功を
立給ひ其御末大國主神すゝめゝばゝゝ八十神の禍事に遇た
まひゝを根國ゝ至り坐て此須勢理毘賣命ゝ娶坐此比賣
神の御まらひにより顯國ゝゝ世ゝたゞひなき大功を立
たまゝる是此ひめ神ゝ人民の罪穢をさまらひ失ひたまひて福を
得ること事のおもむき運び全ゝ同じきを思ふべゝ大國主神も
此ひめ神と共ゝ御禊に生坐る須佐之男大神の御後ゝして
夫婦となりて此功を立給ゝる事又深きことゝ有べゝきて
もゝて世中の凶事ハ其すゝめゝよみの國より起るを此大國主神
の禍事により黄泉國ゝ至りませるハそのまゞ事の初のゝよみの
國ゝ還坐るゝて祓の趣と同じきさそれをせりひめ命のさた

らひろ〳〵なひて功をたてしめ給へるこれらの次第すでにかゝ
黄泉段御禊段より大國主神のよみの國ふいてりて顯國うつ
給ひて功を立給へるまでの神代の段々を引合せ見て祓のむねの
妙なることをさとるべし

如此久失滅天皇我朝廷乎始氐天下四方尓波罪止云布罪波
不在止

上小皇御孫之命乃朝廷乎始氐云々罪止云布罪波不在止とい
まゝ云々事之如久遺罪波不在止といひて又こゝにもかくいへる
同ことゝいふづらに重なりて拙きが如くなれどこれ古文の
つねよりてよく語の條理をたゞして見まゝ拙ゝらぬ條理
よくとゝのりて聞ゆるなり

祓給比清給布天皇我朝廷能大御手振乎手振止志豆
畏美畏美毛稱言竟奉良久申須

この結尾の文ハ今新小加へたるなり依て圍を附て本文と分てり

手振（てぶり）といふハ風儀といふが如き意にて此大祓ハ朝廷（みかど）にて行ひ
給ふ御式なるその朝廷の御風儀ハ習（なら）ひ奉りて今も此詞（このことば）
と唱へ祓禊の式を行ふ事なれバ大御手振（おほみてぶり）手振（てぶりとて）止志（ぶりとして）
なり

神道禊教大祓詞畧注下巻畢

明治十五年九月二十日　板權免許
同　年十月　出版

神道禊教本院蔵版

東京下谷區下谷西町二番地
院長　權大講義坂田鐵安

同
撰者　區同町一番地寄留
權少講義坂田安治

山梨縣甲府常盤町四番地
發兌　温古堂　内藤傳右衛門
東京日本橋區通塩町十一番地
弘賣　同　支店
同　神田區雉子町三十四番地
仝　芳潤堂　高橋源助

7
1
5
4

7
5

013881−000−7

7−5

大祓詞略詮（神道禊教）

坂田　安治／著

M15
ABB−0105